

2019年9月10日

返戻金制度に関する事項

東京都港区新橋四丁目1番1号
新虎通りC O R E
株式会社クリーク・アンド・リバー社
(有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-040294)

当社の紹介により就職した者が就職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より以下の条件にて求人者へ返金するものとする。

入社後3ヶ月以内に退職した場合	50%
-----------------	-----

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しない。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がある。

以上